

嬉野市木造住宅耐震診断派遣事業
事務実施要領

(受託者用)

令和3年4月

嬉野市役所 建設・農林整備課

目 次

I. 嬉野市の耐震関係の補助制度

II. 委託契約

III. 業務手順と実施要領

1. 業務手順

2. 各業務の実施要領

- ①診断派遣依頼の受諾
- ②診断士の選定
- ③手数料の徴収
- ④耐震診断結果の精査
- ⑤業務完了報告書及び通知書の発行
- ⑥業務報酬の支払い
- ⑦月例実績報告
- ⑧年度実績報告
- ⑨業務報酬の請求（委託先⇒市）

IV. 業務報酬と委託料

I. 嬉野市の耐震関係の補助制度

嬉野市では、R3.4月現在、以下のような補助制度を運用しています。

お問い合わせ等あれば、嬉野市役所 建設・農林整備課までお願いいたします。

(1) 耐震診断の補助制度

①派遣事業

令和3年度からスタートする事業 嬉野市が診断士を派遣する事業

対象：自ら居住する木造一戸建ての専用住宅（共同住宅や長屋は対象外）

費用：手数料として5千円（申込者が直接受託者へ支払）

(2) 耐震改修工事の補助制度

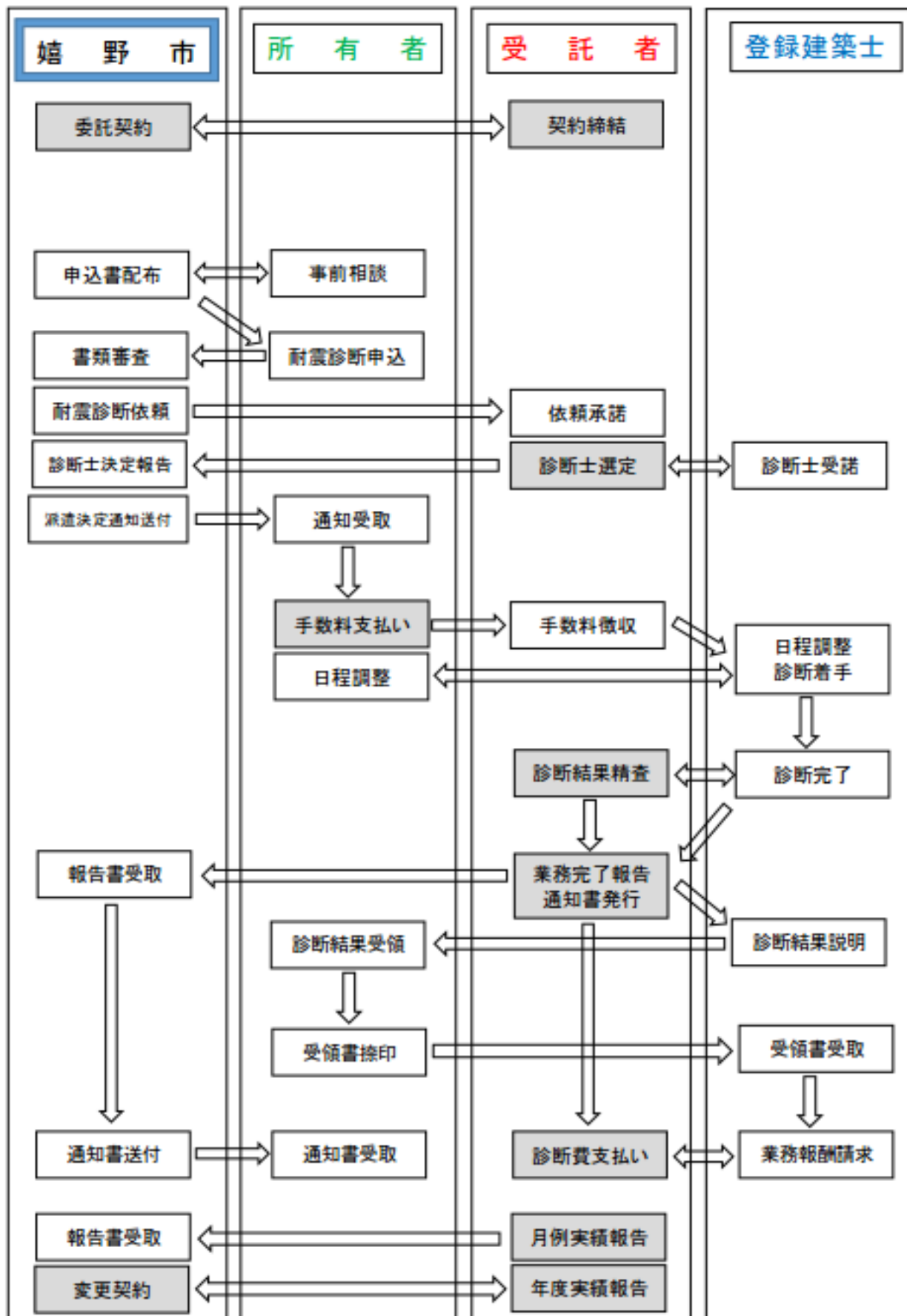
①総合支援事業

令和3年度からスタートする事業 **補助率：80%**

対象：住宅（マンションを除く）の耐震改修設計及び耐震改修に係る費用を合算した額

費用：補助額の上限100万円 ※耐震改修にかかる工事費の8割を限度

嬉野市木造住宅耐震診断派遣事業フローチャート



II. 委託契約

嬉野市木造住宅耐震診断派遣事業について、年度当初に嬉野市と単価委託契約を結ぶ。

契約期間は毎年5/1から3/31とする。(土・日は除く)

派遣事業の募集期間は毎年5月から12月末(予定)とし、月末で実施件数をとりまとめて翌月の月初めに、月例報告を行うこと。また、実績件数が概算件数を超えそうな場合は、早めに市に相談すること。場合によっては、早めに募集を締め切る等の検討が必要。

※支払いについては、3か月毎にまとめて請求するものとする。

【請求の目安】

5月～7月…8月請求 8月～9月…10月請求 10月～11月…12月請求

12月以降…3月請求(完了次第)

12月末に募集を締め切りますので、概ね1月中には完了するようにお願いします。

III. 業務手順と実施要領

1. 業務手順

- ① 耐震診断派遣依頼の受諾
- ② 診断士の選定
- ③ 手数料の徴収
- ④ 耐震診断結果の精査
- ⑤ 業務完了報告書及び通知書の発行
- ⑥ 業務報酬の支払い
- ⑦ 月例実績報告
- ⑧ 年度実績報告
- ⑨ 業務報酬の請求(委託先⇒市)

2. 各業務の実施要領

① 耐震診断派遣依頼の受諾

住宅の所有者より、嬉野市に申込書が提出された場合、嬉野市で派遣事業の対象となる住宅かどうかを判断します。対象となると判断された場合には、受託者に「派遣依頼書(様式第2号)」を送付します。

派遣依頼書の送付はMailもしくはFAXをイメージしています。

② 診断士の選定(鹿島、武雄支部)

派遣依頼書を受領したら、派遣する登録診断士を選定してください。

選定が完了したら、「耐震診断派遣者決定通知書(様式第4号)」を嬉野市に送付してください。知り合い等の診断者の希望があった場合には、優先的に割り当てをお願いします。

派遣者決定通知書の送付もMailもしくはFAXをイメージしています。

③ 手数料の徴収

派遣者決定通知書を嬉野市に送付すると、嬉野市から申込者へ通知を行います。これに合わせ、手数料の振込み案内（振込み先は受託者）を同封します。申込者はお近くの金融機関で送られてきた振込み案内により、手数料を入金します。（※委託先が振込先を記載した振込依頼票を嬉野市に渡しておく。）

手数料が入金されたことを確認できたら、派遣する登録建築士に現地調査の日程調整を行うよう連絡を入れてください。 ※入金後 TEL 貰う

④ 耐震診断結果の精査

耐震診断が完了すると、派遣した登録建築士より、耐震診断結果の報告書が1部受託者に提出されます。耐震診断結果の内容の精査をお願いします。

（精査のポイント）

- ・プログラムが（一財）日本建築防災協会の認定プログラムであること。

Wee2012 ver.1.2.0 以外の場合は、要確認

- ・採用している係数等が適正かどうか。

地域係数 $Z=0.8$ 、地盤による割増は診断者の判断による

劣化度による低減係数が適正に設定されているのか

存在点数、劣化点数が適正に設定されているのかどうか など

Mail もしくは FAX を想定（修正等あれば修正依頼、問題なければその旨を診断者に伝える）
週1回まとめて精査するなど、運用方法を検討してください。

精査が完了したら、嬉野市控え用を1部受領する。（受託者控えが必要であれば、1部追加）

⑤ 業務完了報告書及び通知書の発行

耐震診断結果報告書の精査が完了したら、登録建築士は申込者に診断結果を渡し、内容説明を行います。受託者は、耐震診断結果報告書に「耐震診断結果通知書（様式第7号）」及び「派遣事業完了報告書（様式第6号）」を添えて、嬉野市に提出してください。

⑥ 業務報酬の支払い（委託先⇒登録建築士）

登録建築士は、申込者へ診断結果の説明を行ったら「耐震診断結果の受領書（様式第8号）」に申込者の押印を受領します。「請求書（様式第9号）」にこの受領書（申込者の押印済）を添付し、受託者へ請求を行います。

請求書が提出されたら、この受領書が添付されていることを確認し、支払いをお願いします。
支払いについては、月毎にまとめるなど、受託者のほうで検討をお願いします。

⑦ 月例実績報告

現在の申請状況、予算残額の確認のため、毎月の月末締めで翌月初めに月例実績報告書に⑥で受理した受領書を添付し、嬉野市に提出してください。

提出は、Mail もしくは FAX を想定しています。

⑧ 年度実績報告

派遣事業の申請期間は毎年の5月から12月末までを予定しています。当該年度のすべての事業が業務報酬の支払いまで完了後、年度実績報告書を嬉野市に提出してください。

⑨ 業務報酬の請求（委託先⇒市） <Ⅱ. 委託契約参照>

請求については、3か月毎にまとめて請求するものとし、「請求書」及び「当該請求にかかる登録診断士への支払いが完了していることが分かる書類」を添えて、嬉野市に提出してください。

IV. 業務報酬と委託料

上記調査内容における木造耐震診断業務報酬は、下記とする。

- ・ 図面がある場合 … 70,000円/件 (税込)
- ・ 図面がない場合 … 100,000円/件 (税込)

また、派遣事業の事務手数料は、下記とする。

- ・ 一律 5,000円/件 (税込)